

げる。これは、イスラム史上において古くから存在していたが、一七世紀以後のオスマン帝國においてもっとも廣範に適用され、一八世紀にはほぼすべての税がこれによつて徴收されるにいたつた。このように重要な研究分野であるにもかかわらず、徴税請負制研究は初歩的な制度史的事柄をのぞいては、いまだ未開拓なままに放置されている。報告では、一七世紀初頭のダマスカスとその近郊に関する徴税請負臺帳、一九世紀前半の西アナトリアのアーヤーンに関する史料などを手がかりに、この制度にまつわる諸問題の所在をまづ明らかにすることにした。

マクリーズィーの寫本 *Kitāb*

al-Durar al-Mudīya について

佐藤 次 高

ダマスクスのアサド圖書館には、アレppoのアラブ科學史研究所所藏のアラビア語寫本七〇〇點餘りがマイクロ・フィルムで收められている。一九九三年の秋、在外研究の折に、私はこのマイクロ・フィルム史料を調査する機會を得た。コレクションの多くは自然科學にかんするものであるが、そのなかにマムルーク朝時代のエジプトの歴史家マクリーズィー（一四四二年歿）による史書『イスラーム史の中の過ぎ去った眞珠』*Kitāb al-Durar al-Mudīya fi Ta'riḥ al-Duwal al-Islāmiya* が收められている。ウマイヤ朝の成立からアッバース朝の滅亡（一二五八年）までを對象とし、最

後にカイロのアッバース家カリフの事蹟が附け加えられている。

Kitāb al-Mawā'iz wal-I'tihār bi-Dhiar al-Khiṭat wal-Āḥār, *Kitāb al-Sulūk li-Ma'rifa Duwal al-Mulūk*, *Kitāb al-Muqaffa al-Kabir* をはじめとしてマクリーズィーの著作は數多く知られているが、この *Kitāb al-Durar al-Mudīya* はこれまで研究者によつて利用されたことはないようである。また、マクリーズィーが、これ以外にイスラーム史の全體を見渡す歴史書を著わしたことも知られていない。報告では、この寫本の性格を多角的に検討し、あわせてイクターについての記述にも言及したい。

地方財政の軟らかな解決

岩井 茂 樹

萬曆三五年（一六〇七）、黄河の南岸に位置する河南省歸德府虞城縣で「軟擡」と名づける地方經費支辨の方法が實施された。これは谷口規矩雄氏が紹介され、一條鞭法において適切な改革を見ずに實役として残つた驛馬、河夫、大戸などの徭役の經費を一括計算し、「全縣の戸に均等に割り當てる」趣旨のもとに發案された制度であり、その具體的内容は不明だと論じられたものである。

この制度の發案者かつ命名者である楊東明なる人物は、虞城縣出身の進士。東林黨の人士とともに講學にはげむ一方、呂坤とも深い交友をもつていた。彼は、また縣内に「同善會」を組織したり、築堤、城壁修築、救荒、義學設立などの活動に盡力するなど、地方公